

株式会社BTM



第13期 定時株主総会 招集ご通知

2024年6月27日 (木曜日) 午前10時

受付開始:午前9時30分



東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号 渋谷ソラスタ4階

渋谷ソラスタコンファレンス 4 G









株 主 各 位

東京都渋谷区渋谷二丁目12番19号株式会社会社BTMM代表取締役社長兼CEO用用工業数

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト https://www.b-tm.co.jp/ir (上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show (上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」 に「BTM」又は「コード」に当社証券コード「5247」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご教示いただき、2024年6月26日(水曜日)午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1.日 時 2024年6月27日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時30分)

2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

渋谷ソラスタ4階 渋谷ソラスタコンファレンス4G

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項 第13期(2023年4月1日から2024年3月31日まで)事業報告及び計算書類報

告の件

決議事項

議 案 取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項 (議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として 株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります のでご了承ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

事 業 報 告

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の行動制限緩和により世界が次の時代に進み始めたことで、インバウンド需要を中心に国内の経済活動に回復の動きが見られます。一方でロシア・ウクライナ情勢等の長期化及び記録的な円安の影響による物価の高騰など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社のDX推進事業を取り巻く環境は、日本の労働人口の減少が企業の生産活動に大きく影響するという危機感から生産性向上を目的としたDXに取り組む企業が増加するなど多くの企業でその必要性が高まっていることで、DX関連の国内市場は2023年度4兆197億円から2030年度8兆350億円まで拡大するという予測(出所: 『2024 デジタルトランスフォーメーション市場の将来展望市場編/企業編』まとまる(2024/4/10発表第24034号))があり、時代の変化に対応したビジネスモデルの変革などでDX・ITニーズはさらに高まるものと判断しております。

このような環境の下で、当社ではミッションである「日本の全世代を活性化する」を推進すべく、前事業年度より継続して全国のITエンジニア等の人材を積極的に採用及び教育を行うとともに外部協力企業やフリーランスエンジニアの開拓を行い、開発体制の強化及びネットワーク強化に努めました。また既存顧客との取引継続及び新規顧客の獲得に注力してまいりました。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高4,154,597千円(前期比17.1%増)となりました。売上総利益は、従業員数増加に伴う人件費の増加及び外部協力企業等が増加したことに伴う外注費の増加があったものの、自社エンジニアを含めた総稼働案件数が増加したことで672,990千円(前期比13.1%増)となりました。営業利益は従業員数増加に伴い人件費が増加しているものの、売上高が伸長したことにより、152,729千円(前期比16.3%増)となりました。経常利益は前期に計上した上場関連費用が当期は計上されなかったことにより150,870千円(前期比31.1%増)となりました。当期純利益は法人税、住民税及び事業税の計上及び法人税等調整額を計上したため110,461千円(前期比42.2%増)となりました。

なお、当社はDX推進事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は1,880千円で、その主なものは福岡支社移転に伴う内装工事によるものであります。

③ 資金調達の状況

(2) 財産及び損益の状況

区	分	第 10 期 (2021年3月期)	第 11 期 (2022年 3 月期)	第 12 期 (2023年3月期)	第 13 期 (当事業年度) (2024年 3 月期)
売 上	高 (千円)	2,477,088	3,041,657	3,548,534	4,154,597
経常利益区経常損失(/	₹ は (千円)	△83,269	67,340	115,073	150,870
当期純利益》 当期純損失(2	スは (千円)	△81,762	65,570	77,686	110,461
1株当たり当期純 又は1株当たり当 損 失 (△		△71.10	56.59	63.15	78.60
総資	産 (千円)	658,889	865,234	1,261,718	1,380,716
純資	産 (千円)	45,842	137,546	479,205	604,067
1株当たり純道	資産 (円)	6.10	94.77	347.47	427.38

(注) 2022年9月6日付で普通株式1株につき500株の割合をもって株式分割を行っております。 第10期(2021年3月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純 利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況 該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題は、以下のとおりであります。

(エンジニアの確保)

DX市場の更なる拡大とそれに伴うエンジニア不足が見込まれる中、自社エンジニアの人数をより多く確保していくことが当社の成長にとって不可欠であり、採用の強化、離職率低下の両面から取り組んでいます。

前者については、拠点(主にラボ)を地方に展開することで就業可能なエリアを広げ、東京都と同水準の給与や魅力的な開発案件を提供することで、主に地方でのエンジニア採用に注力しており、今後はさらに加速していきます。

後者については、個人面談等を通じてのエンジニアの意向や現況の把握、各人のキャリアプランに合わせた案件アサイン、エンジニア目線に立った研修や福利厚生等の社内制度拡充といった施策をこれまで以上に徹底し、改善を図っていきます。

(マネジメント層の充実)

前述のエンジニアを含め、事業の特性上会社の成長には各部門(特に開発部門、営業部門)の人員増が不可欠ですが、マネジメント層の充実が追い付かないと増加した人員が機能せず成長の阻害要因となります。既存社員の育成には既に取り組んでおりますが、併せて中途採用による補完も視野に入れていきます。

(技術力の向上)

DX市場の更なる拡大とそれに伴うエンジニア不足が見込まれる中ではありますが、魅力的な案件(技術トレンド、利益率、知名度等)をより多く獲得していくためには会社全体での技術力の向上が不可欠となります。そのために拠点を跨いでのチーム編成や教育体制、社内外のリソースを活用した勉強会、書籍購入や外部講習参加への費用補助等を行っており、今後はさらに拡充していきます。また、会社全体の高い技術力は、エンジニアにとって自身の成長やモチベーションにプラスとなるため、新規採用の強化や離職率低下にも繋がります。

(5) 主要な事業内容(2024年3月31日現在)

事	業	区分	事	業	内	容
DX	推進	事 業	ITエンジニアリングサー DXソリューションサー	ービス -ビス		

(6) 主要な営業所及び工場 (2024年3月31日現在)

本			社	東京都渋谷区
大	阪	支	社	大阪府大阪市北区
福	畄	支	社	福岡県福岡市中央区

(7) 使用人の状況(2024年3月31日現在)

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
172 (2) 名	1名減(1名増)	35.0歳	3.5年

(注)使用人数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況(2024年3月31日現在)

	借				J	\				先		借	入	額
株	式	Ê	È	社	Ξ	井	住	友	Z	銀	行			145,255千円
株	式	会	社	В	本	政	策	金	融	公	庫			136,560

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

2. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

4,700,000株

(2) 発行済株式の総数

1,413,500株(自己株式79株を含む)

(注) ストックオプションとしての新株予約権の権利行使により34,300株増加し、発行済株式 総数は1,413,500株となっております。

(3) 株主数

1,137名

(4) 大株主

株	主	名	持	株数	持	株	比	率
yoshida in	vestment株式:	会社		550,000株			38	3.91%
野村信託銀行	株式会社(投信)	□)		140,100			Ç	9.91
	雅	教		116,600			3	3.25
MTインベス	ストメント株式会	会 社		112,500			-	7.96
吉田		悟		86,000			(5.08
野 村 證	券 株 式 会	社		16,100			,	1.14
懸川	盲	幸		11,300			(0.80
今 橋	聡 二	郎		10,500			(0.74
J.P. SECUR	MORGA ITIES P	N L C		10,000			(0.71
田頭	菜	帆		8,500			(0.60

⁽注) 持株比率は自己株式79株を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約 権の状況

			第 1 回 新 株	予 約 権	第2回新株	予 約 権
発 行	決 議	В	2020年12月	22⊟	2022年8月	19⊟
新株子	約権の	数		33個		122個
新株予約 株 式 の	権の目的と7	なる 数	普通株式 (新株予約権1個につき	16,500株 500株)	普通株式 (新株予約権1個につき	12,200株 100株)
新株予約	権の払込会	金額 かんしゅうしん かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	新株予約権と引換え(要しない	こ払い込みは	新株予約権と引換え 要しない	こ払い込みは
	権の行使に際 , る 財 産 の 値		新株予約権1個当たり (1株当たり	132,500円 265円)	新株予約権1個当たり (1株当たり	150,000円 1,500円)
権利	行 使 期	間	2022年12月23 2030年12月22		2023年6月19日:	から無期限
行 使	の条	件	(注)		(注)	
	取 締 (社外取締役を限	役 ^{余く)}	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	33個 16,500株 1名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	122個 12,200株 1名
役 員 の 保有状況	社外取締	6 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	-個 -株 -名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	-個 -株 -名
	監査	役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	-個 -株 -名	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	-個 -株 -名

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の行使は、権利行使時においても、当社または当社子会社又は関連会社の取締役、監査役、使用人、顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず、当社、子会社又は関連会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権の行使は、権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、新株予約権は 相続されず、新株予約権は行使できなくなるものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこ の限りでない。
- (3) 新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
- (4) 権利者が取締役会において、当社との協力関係及び信頼関係が失われたと決議された場合には、新株 予約権を行使することができないものとする。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における	5地位	月	5	:	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	会長	吉	Ш		悟	yoshida investment株式会社 代表取締役
代表取締役社長	兼CEO	田		雅	教	MTインベストメント株式会社 代表取締役
取締役兼	CFO	懸	Ш	高	幸	管理事業推進本部長
取締	役	長	井	宏	和	GreenSnap株式会社 社外監査役 株式会社横浜ユーポス 社外取締役
常勤監	査 役	金	子	正	_	株式会社SABU 社外監査役 軒先株式会社 社外監査役
監查	役	蝦	名	大	輔	蝦名公認会計士事務所 代表 株式会社アンドビー 代表取締役
監查	役	後	藤		大	晴海パートナーズ法律事務所 パートナー 医療法人平心会 監事 明治大学知的財産研究機構先端科学ELSI研究所 客員研 究員 一般社団法人弁護士業務デジタル化推進協会 理事

- (注) 1. 取締役長井宏和氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役金子正一氏、監査役蝦名大輔氏及び監査役後藤大氏は、社外監査役であります。
 - 3. 取締役長井宏和氏は、ベンチャー企業で管理・財務担当役員として要職を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 常勤監査役金子正一氏は、前職において管理・財務担当役員として要職を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 監査役蝦名大輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 6. 監査役後藤大氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
 - 7. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、 同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び管理職以上の従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務に関する損害を塡補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪 行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等の場合には 填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別報酬等の決定に関する方針を当社役員報酬規程に定めており、その決議機関は取締役会であります。当社は2021年2月24日開催の取締役会において当該規程の制定に係る決議を行っており、その内容を変更する場合も取締役会の決議が必要となります。

取締役の個人別報酬については、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、取締役の報酬額決定を一任された代表取締役社長の田口雅教が、役員報酬規程に基づき貢献度等の評価を勘案のうえ決定しております。具体的には、当社業績、経済状況、競合他社の報酬水準及び従業員給与とのバランスなどを考慮のうえ、貢献度等の評価を勘案し株主総会で決定した報酬総額の限度内において決定しております。なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が役員報酬規程に沿うものであると判断しております。

報酬額決定を一任する理由は、各取締役の業務執行状況を最も理解し的確に把握している代表取締役社長が評価することが適切であると、取締役会が判断したことに基づきます。

監査役については株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、監査役の協議によって決定しております。

当社の役員報酬は固定報酬のみであり、その他業績連動報酬等は採用しておりません。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分		お馴染の炒痘	報酬等	対象となる		
区 5	J.	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	役員の員数
取 締 (うち社外取締	役	53,536千円	53,536千円	-千円	-千円	4名
	役)	(1,800)	(1,800)	(-)	(-)	(1)
監 査	役	12,241	12,241	_	_	3
(うち社外監査:	役)	(12,241)	(12,241)	(-)	(-)	(3)
合(うち社外役員	計	65,777	65,777	_	_	7
)	(14,041)	(14,041)	(-)	(-)	(4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2021年1月26日開催の臨時株主総会(決議当時の取締役員数は4名(うち 社外取締役1名))において、年額100,000千円以内(うち社外取締役10,000千円以内)と決議い ただいております。
 - 2. 監査役の報酬限度額は、2020年12月22日開催の臨時株主総会(決議当時の監査役員数は2名)において、年額20,000千円以内と決議いただいております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
 - ・取締役長井宏和氏は、GreenSnap株式会社の社外監査役及び株式会社横浜ユーポスの社外 取締役であります。当社と兼職先の間に特別の関係はありません。
 - ・監査役金子正一氏は、株式会社SABUの社外監査役及び軒先株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先の間に特別の関係はありません。
 - ・監査役蝦名大輔氏は、株式会社アンドビーの代表取締役及び蝦名公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先の間に特別の関係はありません。
 - ・監査役後藤大氏は、晴海パートナーズ法律事務所のパートナー、医療法人平心会の監事、明治大学知的財産研究機構先端科学ELSI研究所の客員研究員及び一般社団法人弁護士業務デジタル化推進協会の理事であります。当社と兼職先の間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に
	期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 長 井 宏 和	当事業年度に開催された取締役会19回のうち18回に出席いたしました。 主に長年ベンチャー企業での管理・財務担当役員としての豊富な知識・経験から、取締役会では特に管理体制やコンプライアンスの観点から適宜に意見を述べており、経営判断に関する専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 金 子 正 一	当事業年度に開催された取締役会19回の全て、監査役会12回の全てに 出席いたしました。取締役会において、前職における管理・財務担当役 員としての豊富な知識・経験から適宜、必要な発言を行っております。 監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事 項の協議等を行っております。
社外監査役 蝦 名 大 輔	当事業年度に開催された取締役会19回の全て、監査役会12回の全てに 出席いたしました。 公認会計士としての会計、内部統制に関する専門的な知識・経験から取 締役会において適宜、必要な発言を行っております。監査役会におい て、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行 っております。
社外監査役 後 藤 大	当事業年度に開催された取締役会19回の全て、監査役会12回の全てに 出席いたしました。 弁護士としての企業法務に関する専門的な知識・経験から取締役会にお いて適宜、必要な発言を行っております。監査役会において、監査結果 についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っておりま す。

5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 PwC Japan有限責任監査法人
- (注) 当社の会計監査人PwC京都監査法人は、2023年12月1日付でPwCあらた有限責任監査法人と合併し、同日付でPwC Japan有限責任監査法人に名称変更しております。

(2) 報酬等の額

	報	酬	等	の	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			14	,50	0千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額			14	,50	0

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の 監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監 査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した 監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人PwC Japan有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 全ての取締役及び使用人が、法令及び定款の遵守、企業理念の遵守、社会倫理の遵守及び 社会的責任を達成するため、「コンプライアンス規程」その他関連社内規程を整備のう え、その周知徹底を図る。
 - b. 市民社会への秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力 対策規程」に基づき、一切の関係を持たないこととし、不当な要求に対しては毅然とした 対応を行う。
 - c. 取締役会は、法令等に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、「取締役会規程」に基づき業務執行の決定と取締役の職務の監督を行う。
 - d. 監査役は、内部監査担当者、監査法人と連携しつつ、法令等が定める権限を行使し、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に基づき取締役の職務の執行を監査する。また、必要に応じて取締役会で意見を述べる。
 - e. 内部監査担当者は、監査役、監査法人と連携しつつ、「内部監査規程」に基づきコンプライアンスの状況等について内部監査を行い、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - f. 企業倫理相談及び内部通報のための窓口を設置し、法令、定款、社内規程等に対する違反 事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正するための仕組みとして、「内部通報 規程」を備え、これを周知し、運営する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理は、「文書管理規程」に基づき適切・確実に、定められた期間、保存、管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。
 - b.「情報システム管理規程」及び「個人情報保護管理規程」を定め情報資産の保護、管理を行う。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 取締役会は、リスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。

- b. 「リスク管理規程」を定め、発生し得るリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応策等を行う。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a. 取締役会は「定款」及び「取締役会規程」に基づき、毎月定時開催し、または必要に応じて随時開催する。
 - b. 取締役会で決議すべき事項及び承認すべき事項は「取締役会規程」に定め、効率的な運営 を図る。
 - c. 取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速な 業務を執行する。
 - d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、「組織規程」、「業務分 掌規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」を制定する。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、適宜、専任又は兼任による 使用人を置くこととする。

- ⑥ 上記⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇については、監査役と取締役が協議する。
- ⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員 及び使用人に周知徹底する。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他監査役への報告に関する体制
 - a. 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な 法令又は定款違反行為を認知した場合のほか、取締役会に付議する重要な決定事項、その 他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状 況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令・定款及び社内規程に基づき監査役 に報告する。

- b. 監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその 他重要会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人 に説明を求めることができることとする。
- ⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った当社の役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の役員及び従業員に周知徹底する。

⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- ① その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - a. 監査役が適正な監査の実現を図ることを可能とするため、代表取締役は監査役との定期的 な意見交換の場を設けるとともに、内部監査担当者は監査役と情報を共有し、連携を保つ よう努める。
 - b. 監査役は、監査法人と監査法人が把握した内部統制システムの状況、リスクの評価及び監査重点項目等について、情報・意見交換等の緊密な連携を図り、効率的な監査を実施することとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社は「取締役会規程」に基づき、原則として毎月1回取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役が1名在籍しており、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を19回開催いたしました。

② コンプライアンス

当社は、企業価値の持続的向上のためには、全社的なコンプライアンス体制の強化・推進が必要不可欠であると認識し、「コンプライアンス規程」を制定し、その周知徹底と遵守を図っております。代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、年4回開催しており、コンプライアンスに関する方針、計画及び施策を行い、遵守状況のモニタリングを行っております。また内部通報制度を設けることにより、自浄作用の向上を企図しており、これらの取り組みによって、コンプライアンスの意識向上及び強化に努めております。

③ リスク管理

当社では、持続的な成長を確保するため「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理体制の強化を図っております。当該規程では地震等の自然災害による不測の事態における対応についても定められております。リスク管理の最高責任者を代表取締役社長とし、リスク管理担当部署を管理事業推進本部としております。

管理事業推進本部は、リスクを網羅的に把握するため、必要に応じて各本部のリスク管理 責任者に対して情報提供を求めることとしており、各本部のリスク管理責任者は部門に係る リスクや対策等を管理事業推進本部に報告する義務を課しております。その他、リスク・コ ンプライアンス委員会を年4回開催し、当該委員会においてリスクに関する発生防止、リス ク対応策等を議論及び検討しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理 士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防 止と早期発見に努めております。また、社内の内部監査部署である内部監査室が、リスク管 理体制全般の適切性、有効性を検証しております。

④ 監査役監査

監査役は、株主総会、取締役会に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行いました。また、内部監査担当者及び監査法人と綿密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めました。

7. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識しております。しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えているため、内部留保資金の充実を図り、財務体質強化・優秀な人材の採用及び育成・内部管理体制強化等の原資として有効活用し、企業価値をさらに高めることで株主の期待に応えていきたいという考えがあります。

現時点において配当実施の可能性及びその実施時期については未定でありますが、今後の業績動向、財政状態及び成長戦略等を総合的に勘案しながら、中間配当及び期末配当による株主への利益環元に努めてまいります。

剰余金配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会としております。

なお、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部) 流動資産 現金及び預金 売掛金	1,333,957 663,529 624,321	(負債の部) 流動負債 買掛金 短期借入金	625,199 300,575 90,000
契 対 資 基 基 数 数 数 数 数 の 引 後 倒 引 当	691 1,449 408 13,369 32,888 △2,700	1年内返済予定の長期借入金 未 払 費 用 未 払 費 税 金 未 払 法 人 税 金 預 保 証 引 当 金 そ の	40,365 29,753 92,074 24,699 12,454 1,400
固定資産 有形固定資産 建 工具、器具及び備品	46,759 2,136 1,110 1,025	固定 負債 長期借入金 負債合計 (純資産の部) 株主資本	33,876 151,450 151,450 776,649 604,067
投資その他の資産出資金長期前払費用繰延税金資産その	44,623 10 673 10,925 33,013	資本金金資本剰余資本準備積益剰余その他利益剰余経越利益乗自内	182,037 172,037 172,037 250,351 250,351 250,351 △358
資産合計	1,380,716	純 資 産 合 計 負 債 純 資 産 合 計	604,067 1,380,716

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

(単位:千円)

	科					金	額
売		上		高			4,154,597
売	ل	=	原	価			3,481,607
売	上	総	利	益			672,990
販	売 費 万	えび ―	般管	理 費			520,260
営	美	ŧ	利	益			152,729
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	7	
	助	成	金	収	入	2,640	
	そ		\mathcal{O}		他	26	2,673
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	3,219	
	支	払	手	数	料	1,016	
	そ		\mathcal{O}		他	296	4,532
経	Ä	Ś	利	益			150,870
税	引	前当	期	純 利	益		150,870
法	人税、	、 住 臣	₹ 税 万	ひび 事業	税	39,390	
法	人	税	等	調整	額	1,017	40,408
当	剘]	純	利	益		110,461

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から) (2024年3月31日まで)

(単位:千円)

							株	主 i	章 本			
						資本乗	創余金	利益乗	割余金			
					資本金		資本剰余金	その他利益剰 余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合 計	純資産 合計
						資本準備金	合 計	繰越利益 剰余金	合 計			
当 期	月	首	残	高	174,837	164,837	164,837	139,889	139,889	△358	479,205	479,205
当 期	月	変	動	額								
新	株	の	発	行	7,200	7,200	7,200				14,400	14,400
当 :	期	純	利	益				110,461	110,461		110,461	110,461
株主資												-
当 期	変	動	頁 合	計	7,200	7,200	7,200	110,461	110,461	_	124,861	124,861
当 期	FI .	末	残	高	182,037	172,037	172,037	250,351	250,351	△358	604,067	604,067

⁽注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

・仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げ

の方法により算定)を採用しております。

・貯蔵品 最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿

価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建

物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年~15年

工具、器具及び備品 3年~6年

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に

より、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案

し、回収不能見込額を計上しております。

② 品質保証引当金 客先納入後の品質担保等の費用に備えるため、実績率に基づき算出した

発生見込額を計上しております。また、個別に見積可能な費用について

は、発生見込額を見積計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社のDX推進事業の主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社のDX推進事業のサービスは、システム開発を必要とする顧客企業へエンジニアのリソース提供を行うITエンジニアリングサービスと、システム等の受託開発を行うDXソリューションサービスがあり、主に準委任契約による取引と請負契約による取引があります。

準委任契約による取引は、契約内容に応じてエンジニア等の提供するサービスが履行義務であり、当該サービスを提供する時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しております。そのため、サービス提供をする期間にわたり顧客との契約において約束された金額に基づき、収益を認識しております。

一方で請負契約による取引は、システム等の開発及び完成が履行義務であり、開発の進捗によって履行義務が充足されていくものと判断しております。そのため、原則として原価比例法(期末日における見積総原価に対する累積実際発生原価の割合に応じた金額)で収益を認識しております。ただし、期間のごく短い取引については、顧客の検収を受けた一時点で収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払手数料」は、金額 的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の「支払手数料」は1.017千円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算 書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、次のとおりです。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 10.925千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号) に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異等に対して、翌期の課税所得の発 生見込みの範囲内で計上しております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、営業担当及びエンジニアの人 員計画、契約単価、市場環境等であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の課税所得の見込額の変化や、その他の要因に基づき繰延税金資産の回収可能性の評価が変更された場合、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

2.256千円

(2) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行5行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりです。

当座貸越極度額及びコミットメントラインの総額	780,000千円
借入実行残高	90,000
差引額	690,000

(3) 偶発債務

当社は、請負代金支払請求訴訟と損害賠償請求別訴について係争しておりました。訴訟内容は当社が行ったシステム開発等に対する請負代金の支払いが相手方から得られなかったことを理由に、当社が原告として請負代金7,776千円及び商事法定利率に基づく遅延損害金に係る請負代金支払請求訴訟を提起いたしました。その後、相手方から当該システム開発等を適切に行わなかったという債務不履行に基づき相手方に発生した損害及び慰謝料として30,327千円及び商事法定利率に基づく遅延損害金の損害賠償請求別訴を受けておりました。本件は2023年9月28日付で裁判上の和解が成立いたしました。

5. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数普通株式1,413,500株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数 普通株式 79株

- (3) 剰余金の配当に関する事項 該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数 普通株式 71,700株

-26-

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金計画に基づき事業に必要な資金を銀行等の金融機関からの借入、第三者割当増資等によって調達しております。また、資金運用については流動性の高い預金等に限定し、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は、そのほとんどが1か月以内の 支払期日であります。

借入金は主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - a. 信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理 営業債権については、取引相手ごとに期日及び残高管理を徹底することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。
 - b. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持 などにより流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することに より、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。 なお、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、短期借入金、1年内返済予定の長期借入金、未 払金、未払費用、未払法人税等及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、 注記を省略しております。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

					貸借対照表計上額	時	価	差	額
長	期	借	入	金	(151,450千円)	(146,384千円)		△5,0)65千円

(注) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しております。

2. 市場価格がない株式等の貸借対照表計上額

	区		分		貸借対照表計上額
出		資		金	10千円

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時

価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算

定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債 該当事項はありません。

② 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	∇		\hookrightarrow		時	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
	×		JJ		レベル 1	レベル 2	レベル 3	合	計
長	期	借	入	金	-千円	146,384千円	-千円	146,	384千円

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金

変動金利によるものは、市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらの取引については、レベル2の時価に分類しております。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,691千円
未払費用	375千円
未払金	7,789千円
貸倒引当金	826千円
品質保証引当金	428千円
その他	314千円
繰延税金資産小計	12,425千円
評価性引当額	1,499千円
繰延税金資産合計	10,925千円
繰延税金資産の純額	10,925千円

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	DX推進事業
一時点で移転される財	45,750千円
一定の期間にわたり移転される財	4,108,846
顧客との契約から生じる収益	4,154,597
その他の収益	_
外部顧客への売上高	4,154,597

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

なお、当社の顧客との契約における支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融 要素は含まれておりません。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当事業年度期首残高	当事業年度期末残高
顧客との契約から生じた債権	491,256千円	624,321千円
契約資産	16,347	691
契約負債	19,578	_

当事業年度において認識した収益のうち、期首の契約負債残高に含まれていたものは、19,578千円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の簡便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産

427円38銭

(2) 1株当たり当期純利益

78円60銭

11. 重要な後発事象に関する注記

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月23日

株式会社BTM 取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 山 本 剛 業務執行社員 指 定 有 限 責 任 社 員 公認会計士 田 村 仁 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社BTMの2023年4月1日から2024年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し 開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運 用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は その他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

監査役会の監査報告

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書につい て検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は 認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月23日

 株式会社B
 TM
 監査役会

 常勤監査役(社外監査役)
 金子正一印

 社外監査役
 蝦名大輔印

 社外監査役
 後藤
 大印

以上

株主総会参考書類

議 案 取締役4名選任の件

取締役全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 * 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数					
1	告 笛 悟 (1982年5月3日)	2003年4月KDDIテレマーケティング株式会社(現株式会社KDDIエボルバ) 入社2005年4月個人事業主として開業2011年8月当社設立 代表取締役社長就任2018年3月yoshida investment株式会社 代表取締役就任(現任)2020年6月当社代表取締役会長就任(現任)	636,000株					
	【取締役候補者とした理由】 吉田悟氏は2011年に当社を設立後、代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任し、当社の企業価値の向上に貢献してまいりました。同氏はIT、経営、営業分野における豊富な経験及び実績並びに創業者としての理念を有しており、当社の更なる成長と企業価値の向上を実現するために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。							
2	た ☆ 雑 教 (1981年11月26日)	2004年4月衆議院議員津村啓介事務所 入所2006年6月レバレジーズ株式会社 入社2012年1月当社入社2014年12月当社取締役就任2018年3月MTインベストメント株式会社 代表取締役就任(現任)2020年6月当社代表取締役社長兼CEO就任(現任)	229,100株					
	【取締役候補者とした理由】 田口雅教氏は2012年に当社入社後、2014年より取締役、2020年より代表取締役社長兼CEOとして、当社のミッションである「日本の全世代を活性化する」を実現すべく経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献してまいりました。同氏はIT、経営、営業分野における豊富な経験及び実績並びに創業者としての理念を有しており、当社の更なる成長と企業価値の向上を実現するために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。							

候補者番 号	s 氏 [*] 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数				
3	がけ がり を 幸 (1983年5月26日) 【取締役候補者とした理E 懸川高幸氏は2020年に	2008年12月 あずさ監査法人(現 有限責任 あずさ 監査法人) 入所 2015年12月 スカイマーク株式会社 入社 2020年7月 当社入社 管理事業推進本部長就任(現 任) 2021年2月 当社取締役兼CFO就任(現任) 計】	11,300株				
	徳川高幸氏は2020年に当社人社後、2021年より取締役兼CFOとして、主にコーホレート部门を管掌する立場から企業価値の向上に貢献してまいりました。同氏は経営管理、財務、会計分野における豊富な経験及び実績を有しており、当社の更なる成長と企業価値の向上を実現するために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者としました。						
4	なが い でる がず 長 井 宏 和 (1971年9月20日)	1995年4月 日本アジア投資株式会社 入社 2001年5月 新日本監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2006年8月 アライドアーキテクツ株式会社 入社 2008年3月 アライドアーキテクツ株式会社 取締役就任 2021年1月 当社社外取締役就任 (現任) 2022年9月 GreenSnap株式会社 社外監査役就任(現任) 2023年12月 株式会社横浜ユーポス 社外取締役就任 (現任)	3,500株				
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 長井宏和氏はベンチャー企業での管理・財務担当役員としての豊富な経験及び実績を有しており、 特に経営管理及び財務面からの監視、助言を行い、客観的・中立的立場から取締役の職務執行の監督 機能強化に寄与していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としました。						

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 長井宏和氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 長井宏和氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年5か月となります。
 - 4. 「所有する当社の株式数」については、2024年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
 - 5. 吉田悟氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社であるyoshida investment株式会社が 保有する株式数も含めて記載しております。
 - 6. 田口雅教氏の所有する当社の株式数には、同氏の資産管理会社であるMTインベストメント株式会社が保有する株式数も含めて記載しております。
 - 7. 当社と社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、社外取締役の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 - 8. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。
 - 9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約により被保険者の取締役の職務に関する損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 10. 当社は、長井宏和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以上

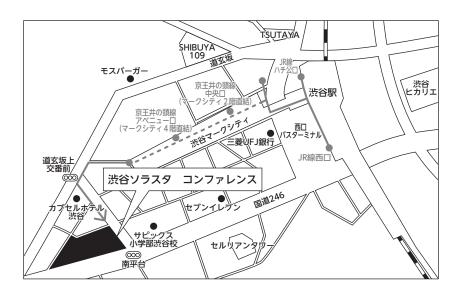
株主総会会場ご案内図

会場:東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

渋谷ソラスタ4階

渋谷ソラスタコンファレンス 4G

TEL 03-5784-2604



交通 J R 線 「渋谷」駅 西口より徒歩約6分 ※渋谷マークシティ「道玄坂上方面出口」より徒歩2分 京王井の頭線「神泉」駅より徒歩約4分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関を ご利用くださいますようお願い申しあげます。



出発地から株主総会会場まで スマートフォンがご案内します。 右図を読み取りください。

